

山形県立寒河江高等学校 部活動方針

1 基本方針

- (1) この部活動方針は、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」と、文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、県教育委員会が策定した「運動部活動の在り方に関する方針」および「文化部活動の在り方に関する方針」に則り策定された方針である。
- (2) 運動部においては、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- (3) 文化部においては、生涯にわたって学び、芸術文化活動に親しみ、多様な表現や鑑賞、制作等の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- (4) 本校部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- (5) 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築し、充実した部活動が進められるように「部活動運営委員会」を設置する。部活動運営委員会のメンバーは、教頭、教務情報課長、生徒保健課長、保健体育科主任、高体連学校代表理事、高文連学校代表理事、生徒保健課部活動担当の7名とする。

2 部活動の休養日及び活動時間について

(1) 休養日

○平日：1日以上

○週休日：1日以上

※ただし、3、4に示す「目標とする大会等に向けての強化期間」及び「強化指定部」において、休養日を週1日と設定する期間がある場合は、設定できない休養日を他の週に振替え年間計画に示す。

(2) 活動時間

○平日：2時間程度

○週休日等：3時間程度

※各部は「目標とする大会等に向けての強化期間」中に、下校時間を超えて活動したい場合は、生徒に過度な負担とならないように配慮しつつ若干の活動時間の延長をすることができる。

※大会、練習試合、合宿、研修会、発表会、取材等（以下「大会等」という）については、上記活動時間を適用しなくてもよいが、大会等を計画する場合には、生徒・教員に過度な負担とならないようにして、他の週の平日または週休日等において適切に休養日を設けること。

(3) 長期休業中の休養日

原則として上記休養日と同様とするが、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設け、年間活動計画に示す。

(4) その他

○定期考査1週間前は原則部活動休止とする。

○「目標とする大会等に向けての強化期間」中は、延長許可願いの申請及び許可を条件に活動延長を認める。

3 「目標とする大会等に向けての強化期間」について

- (1) 目標とする大会等とは、顧問が強化等のために参加計画する大会等で、校長からの許可を得た大会等とする。
- (2) 「強化期間」は目標とする大会に向けて各部において設定する。(ただし、2週間程度を目安とする)

4 強化指定部について

○強化指定部については、次の条件を目安に部活動運営委員会で審議し、校長が指定する。

- (1) 山形県高等学校体育連盟より強化指定を受けた団体及び個人が所属する部
- (2) 文化部においては、次年度の東北又は全国大会に出場・出展が決まった部又は個人の所属する部
- (3) その他、校長が特別に指定する部

※強化指定部は目標とする大会等に関わらず、強化期間を設定できる。

5 大会参加、県外遠征等について

- (1) 部活動として参加できる大会は、校長が許可する高体連・高文連・高野連主催、共催、後援の大会とする。その他校長が認めた大会についても大会参加を認める。
- (2) 大会に参加する場合や遠征・練習試合等を実施する場合は、対外試合・公欠許可願いを遅くとも実施1週間前を目処に提出し許可を得る。
- (3) 県外での大会や遠征等で宿泊を要する場合は、「県外に宿泊を要する体育・スポーツ活動の届出」を県教育庁スポーツ保健課学校体育担当まで提出する。

6 年間計画及び活動実績について

(1) 活動計画の提出及び点検

部活動顧問は、4月の指定された期日までに年間計画を作成して提出するとともに、活動実績を学期ごとに校長の点検を受ける。

(2) 活動実績の提出

部活動顧問は、3月末日までに年間の活動実績を提出する。

7 その他

- (1) 部費の取り扱いについては、保護者会の存在する部は会計管理を極力保護者会に一任する。保護者会のない部は顧問が会計事務処理を行うが、『部活動「部費」会計事務処理基準（平成20年3月策定）』に則り適正に処理するものとする。
- (2) 外部指導者については、年度当初に生徒保健課部活動担当まで申請をし、認定を受けた指導者を学校長が委嘱する。
- (3) 部活動の実施にあたっては『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月スポーツ庁）』、『文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月文化庁）』に則り、「生徒の心身の健康管理」「事故防止」及び「体罰・ハラスメントの根絶」を徹底する。

※上記以外の事項については、山形県教育委員会の方針に則って実施する。

上記方針は令和2年4月1日より実施する。

策定期日令和2年1月27日